

入札公告

条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定に基づき、公告する。
なお、本入札は一抜け方式（試行）により落札者を決定するものとする。

令和８年（２０２６年）１０月１３日

下関市長 前田 晋太郎

記

１ 入札に付する事項

- (１) 工事名
長府毛利邸トイレ改修工事
- (２) 工事場所
下関市長府惣社町４番１０号
- (３) 工事概要
本工事は、長府毛利邸のトイレの洋便化改修をするもの
- (４) 工期
令和 ９年 ３月１９日まで
- (５) 設計金額
落札者決定後に公表する。

２ 入札参加資格

この入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

入札参加資格の要件		
共通事項		ア 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４に規定する者に該当しないこと。 イ 下関市建設工事等競争入札参加有資格者名簿に登録されていること。 ウ この公告の日から本工事の開札の日までに、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置（以下「指名停止措置」という。）を受けていないこと。 エ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつ、その取消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。 オ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
参加形態		単体企業
競争入札参加資格	建設工事の種類	建築一式工事
	等級 (総合評点)	B等級（７５０点以上９５０点未満） C等級（６００点以上７５０点未満） D等級（６００点未満）
建設業許可		建築一式工事に係る一般建設業又は特定建設業の許可を受けていること。
所在地		下関市内に本店があること。ただし、下関市菊川町、豊田町、豊浦町又は豊北町に本店がある者を除く。

施工実績	要件なし
備考 1	
備考 2	

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

下関市総務部契約課 (所在地) 下関市南部町1番1号 本庁舎西棟3階
(Tel) 083-231-1761 (Fax) 083-231-2430

(2) 日時

令和 8年10月13日 (火)	9:00	から
令和 8年10月30日 (金)	16:30	まで

なお、令和8年6月1日以降、技術提案資料ほか紙文書を契約課に持参する場合の受付時間は、9時から16時30分までとする。

4 入札参加手続等

(1) 入札参加申請方法

下関市電子入札システムを使用すること。
申請に当たっては、次表の提出欄において○が付されている書類を添付すること。
事後審査欄において○が付されている書類は、事後審査とする。

提出	事後審査	書類
○		入札参加確認申請書添付用
		同種・同規模工事等の施工実績調書（様式第2号）

（事後審査について）

開札後、落札候補者の通知を受けた者は、別途指定する期限までに、事後審査に係る書類をファクシミリにて上記3に送付すること。

期限までに提出がない場合、又は審査の結果入札参加資格に該当しないことが判明した場合は、失格とする。

(2) 入札参加申請期間

令和 8年10月13日 (火)	9:00	から
令和 8年10月19日 (月)	17:00	まで

(3) 入札参加資格の決定

入札参加資格の審査結果は、申請書提出締切以降、次の日時までに通知する。

令和 8年10月20日 (火)	17:00	まで
-----------------	-------	----

(4) 設計図書の入手先

設計図書は、入札情報公開システムからダウンロードすること。

(5) 質問の方法

本工事内容の質問は、下関市電子入札システムを使用すること。

質問の回答は、後日速やかに入札参加者全員に提示する。

質問の期限は、次の日時とする。

令和 8年10月21日 (水)	17:00	まで
-----------------	-------	----

5 入札方法等

(1) 入札方法

下関市電子入札システムを使用すること。

(2) 工事費内訳書

工事費内訳書	提出を要する。
工事費内訳書提出に係る注意事項	工事費内訳書の様式は、入札情報公開システムよりダウンロードすること。 工事費内訳書は、下関市電子入札システムを使用し、入札書に添付して提出すること。 工事費内訳書の提出がない場合、又は工事費内訳書に不備がある場合は、その者のした入札を無効とする。

(3) 入札保証金

下関市契約規則による。

ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

(4) 入札書提出期間

令和 8 年 1 0 月 2 8 日 (水)	8 : 3 0	から
令和 8 年 1 0 月 3 0 日 (金)	1 7 : 0 0	まで

(5) 再度入札

再度入札の実施回数	2 回まで
再度入札を実施する場合の入札方法等	再度入札は、別途通知において指定する期限までに下関市電子入札システムを使用して行うこと。 再度入札においては、工事費内訳書の提出は不要とする。 初度入札において無効入札とされた者又は最低制限価格に満たない者は、再度入札に参加できないものとする。2 回目の再度入札においては、1 回目の再度入札において無効入札とされた者又は最低制限価格に満たない者は、参加できないものとする。

6 落札者の決定方式等

落札者決定方式	価格競争		
一抜け方式の適用 (落札決定の順位)	本件及び下記の工事については、下関市建設工事発注一抜け方式実施要綱（試行）に規定する一抜け方式を適用し、落札決定順位欄に記載している番号順に落札決定を行い、重複して参加した者が番号順上位で落札者となった場合は、それより下位の入札を無効とする。		
	落札決定 順位	工事名称	備考
	1	長府毛利邸トイレ改修工事	本工事
	2	ひこまるトイレ改修工事	
	※順に落札者を決定した結果、下位の案件で一抜け方式を適用すると、落札者となる者がいなくなる案件は、一抜け方式を適用しないものとする。		
	※上記案件のうち、誤りがあり入札執行を取りやめた場合は、当該取りやめ案件はなかったものとみなして、当該取りやめ案件以外の案件の入札手続きを続行する。		

最低制限価格	最低制限価格を設定する。	
	最低制限価格に満たないものは落札外とする。	
	最低制限価格は、下関市最低制限価格制度実施要領のうち、次表の適用欄において○が付された規定により算出した価格とする。	
	適用	適用規定
		第4条第1号（土木系）
	○	第4条第2号（営繕系）※現場管理費相当額は同号アの規定
		第4条第2号（営繕系）※現場管理費相当額は同号イの規定
		第4条第3号（特殊な機械・電気設備工事、解体工事等）

7 開札日時等

開札日時	令和 8年11月 4日（水） 9：18
開札場所	下関市役所本庁舎西棟3階 総務部契約課
積算内容確認	落札決定保留後、入札情報公開システムに予定価格等を掲載するので、積算内容の確認を行う場合は、下関市ホームページ「工事入札発注掲示板」の「様式集」から「建設工事等における積算内容確認依頼書」をダウンロードし、総務部契約課に持参（落札決定が保留された日から起算して3日（休日を除く）以内。）すること。

8 その他

ア	入札参加申請を行った者のうち入札参加資格が無いと認められた者は、その通知を受けた日の翌日（休日の場合はその翌日）までに書面を総務部契約課に持参することにより、その理由について説明を求めることができる。
イ	上記アに対する回答は、説明を求めた者に対し、速やかに回答する。
ウ	入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び下関市工事等請負契約入札心得等入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
エ	入札参加者が開札日までに入札参加資格を満たさなくなったとき、その者のした入札は無効とする。
オ	入札において、事故が起きたとき、又は不正な行為があると認めたときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。
カ	落札者が、契約までに入札参加資格を満たさなくなったとき、又は指名停止措置を受けたときは、落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。
キ	上記エ、カの入札参加資格に係る下関市建設工事競争入札参加資格者総合評点又は総合評定値通知書の総合評定値については、参加承認可否通知後の変動に関わらず通知時の当該評点又は当該評定値をもって入札参加可否決定の当該評点又は当該評定値とする。
ク	入札契約に関する書類を記入するときは、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具（いわゆる消せるボールペン）を使用しないこと。
ケ	「直接かつ恒常的な雇用関係」を明示することのできる資料を提出する際は、原則として、「本人氏名」、「生年月日」、「事業所の所在地・名称」、「資格取得年月日等のわかる部分」、「書類の発行（交付）年月日」以外の項目は、マスキングを施すこと。 なお、資料の例は以下のとおり。（いずれも写し可） 監理技術者資格者証、住民税特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）、 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書 等
コ	入札参加資格として求める施工実績及び配置技術者の施工経験において、PFI法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）に基づき下関市と事業契約により施工した工事については、その実績がコリンズ（工事实績情報システム）に登録してあること。
サ	施工実績について、コリンズ（工事实績情報システム）に登録された受注に対応した建設業許可業種のほか、発注機関による建設工事発注証明書類の提出があった場合は、その建設業許可業種についても施工実績に含めるものとする。